

件名	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
主管課	総務部管理局人事課	
根拠法令等		
<p><b>【改正の概要】</b>  東日本大震災に対処するために従事している業務について、国に準じて特殊勤務手当額等を改正する。</p> <p>〔改正条例〕  職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>〔改正内容〕  災害応急作業等手当の特例として措置している東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」）の敷地内及びその周辺区域での業務に対する手当について、原子炉が冷温停止状態と評価され、警戒区域の見直しが行われたことなどから、手当額を国に準じて改正する。</p>		
	現行(日額)	改正案(日額)
福島原発の敷地内	免震重要棟外 20,000 円  免震重要棟内 5,000 円 福島原発から半径 3 km 以内 の作業は 100 分の 100 加算	福島原発建屋内 40,000 円 免震重要棟外 設備等の現場確認 20,000 円 上記以外 13,300 円 免震重要棟内 3,300 円
警戒区域内	屋外 10,000 円 屋内 2,000 円	屋外 6,600 円 屋内 1,330 円
計画的避難区域	屋外 5,000 円 屋内 1,000 円	屋外 5,000 円 屋内 1,000 円
屋内避難指示区域	屋外 2,500 円	
帰還困難区域		屋外 6,600 円 屋内 1,330 円
居住制限区域		屋外 3,300 円 屋内 660 円
施行日	公布日	
<b>【その他参考事項】</b>		